

帝京平成大学通信教育課程規則

第1章 目的

(目的)

第1条 この規則は、帝京平成大学（以下「本学」という。）の行う通信による教育の特殊性に鑑み、通信教育課程の組織及び運営について必要な基準を定めることを目的とする。

2 本学人文社会学部経営学科通信教育課程（以下「本学通信教育課程」という。）の目的は次のとおりとする。

建学の精神及び人文社会学部の目的に則り、多様化する現代社会の要請と大学通信教育の特性を鑑み、幅広い教養と専門的な知識・技能を修得し実践的に活用できる人材を養成する。

第2章 組織

(教育研究上の基本組織)

第2条 人文社会学部経営学科に通信教育課程を置く。

(所在地)

2 通信教育課程は、東京都中野区中野四丁目2番2号（中野キャンパス）を本部とする。

第3章 修業年限及び学年

(修業年限)

第3条 修業年限は、4年とする。

(在学期間)

2 在学期間は、次のとおりとする。ただし、本学通信教育課程に転籍をした学生についてはこの限りでない。

(1) 1年次入学生 10年

(2) 2年次編入学生 9年

(3) 3年次編入学生 8年

(学年)

第4条 学年は、4月1日及び10月1日に始まり、4月1日に始まる学年に入学する者は、前期生と称し、当該学年は翌年の3月31日に終わる。10月1日に始まる学年に入学する者は、後期生と称し、当該学年は翌年の9月30日に終わる。

(進級)

2 前期生は4月1日、後期生は10月1日に進級する。

第4章 入学・退学・転学・留学・休学及び除籍

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、毎年4月1日及び10月1日とする。

(入学の資格)

第6条 本学通信教育課程に入学することのできる者は、帝京平成大学学則第11条の各号の一に該当する者、又は本学通信教育課程の特修生として所定の単位を修得した者でなければならない。

(入学の出願)

第7条 前条の資格がある者で本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に選考料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第8条 入学志願者については、選考のうえ入学を許可する。

(入学手続)

第9条 入学を許可された者は、所定の期日までに定められた授業料その他の費用を納め、入学手続を完了しなければならない。

(編入学)

第10条 帝京平成大学学則第15の各号の一に該当する者で、本学通信教育課程に編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 編入学は、2年次又は3年次とする。

3 編入学した者は、3年以上または2年以上在学しなければ卒業することはできない。

(転籍)

第10条の1 本学の学生であって、本学通信教育課程に転籍を志願する者に対しては、選考の上、許可することがある。転籍の受付は年2回とし、前期の受付で転籍を許可された学生は同年度の10月異動とし、後期の受付で転籍を許可された学生は次年度の4月異動とする。

2 転籍を志願する者は、公示された受付締切日までに転籍願を提出し、許可された場合に限り選考試験を受けることができる。

3 選考方法及び合否結果の発表方法については、その都度公示する。

4 6年制の学科から転籍した場合の在学期間は、卒業に必要とされる修業年限の2倍を超えないものとする。

5 転籍後、最低1年間は在籍することを卒業要件とする。

6 転籍後に履修しなければならない授業科目及び修得単位数については別に定める。

7 通学課程にて修得した単位は、通信教育課程の卒業に必要な単位として60単位を上限として認定する。ただし、4年次に転籍した場合のみ70単位を上限とする。

(退学・他大学への転学)

第11条 学生が退学又は他の大学に転学しようとするときは、その事由を明らかにし、保証人連署の退学願又は転学願を提出し、許可を受けなければならない。

(休学)

第12条 疾病その他の事由により、休学しようとする者は、その事由を明らかにし、保証人連

署の休学願を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 疾病による事由の場合には、診断書を添付しなければならない。
- 3 疾病その他の事由によって学修することが適当でないと認められる場合には、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第13条 休学期間満了の場合又は休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には保証人連署のうえ復学願を提出し、許可を受けて復学することができる。

- 2 休学期間は、これを在学年数に算入しない。

(除籍)

第14条 次の各号の一に該当する者は、除籍することができる。

- (1) 授業料など学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 休学期間を満了しても、何等の手續をしない者
- (3) 死亡又は行方不明の者
- (4) 第3条第2項に規定する期間を超えた者

第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第15条 卒業のために必要とする単位は、124単位以上とする。

- 2 授業科目及び単位数は、別表第1に定めるところによる。

(履修方法)

第16条 学生は、前条により所定の授業科目を履修しなければならない。

- 2 授業科目は、これを4年次にわたり配当し、学修指導を行う。
- 3 学生は、学年の初めに履修しようとする授業科目を選択し、履修登録する。
- 4 学生は、印刷教材及び電子媒体教材による通信授業、面接授業及びその組み合わせによる授業で単位を修得しなければならない。

(面接授業)

第17条 卒業のために必要とする単位数124単位のうち、30単位以上は面接授業により修得するものとする。

- 2 面接授業は、本学または、本学が指定する場所において実施し、実施時期についてはその都度これを公示する。
- 3 面接授業の一部は「メディアを利用して行う授業」にて代替することができる。

(通信授業)

第18条 通信授業は、本学が指定する教科書、学修指導書、電子媒体及び添削指導に基づいて実施する。

- 2 教科書、学修指導書、電子媒体その他の教材は、大学より配布あるいは購入する。
- 3 学生は、与えられた課題についてレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。

(卒業要件)

第19条 卒業要件については以下の通りとする。

- (1) 本課程に最低修業年数以上在籍していること。
- (2) 卒業に必要な124単位(必修科目単位含む)を修得していること。
- (3) 卒業に必要な単位のうち、30単位以上を面接授業(スクーリング)によって修得していること。
- (4) 学費を完納していること。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 大学、短期大学を卒業又は退学し、本学に入学を許可された者については、教育上有益と認めるときは、当該大学又は短期大学において既に修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む)を本学において修得したものとして認めることができる。

- 2 前項に規定するほか、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った大学以外の教育施設等における学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学の場合を除き、第21条2項及び第22条2項により卒業に必要な単位として認める単位と合わせて60単位を限度とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第21条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により、修得した単位は、60単位を限度として本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業に必要な単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が行う大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として卒業に必要な単位として認めることができる。

(教職課程)

第22条の1 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学通信教育課程に教育職員免許状の所要資格を得させるための課程(以下、「教職課程」という。)を設け、所要の教科・教職に関する専門科目を配置する。
- 3 本学通信教育課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は別表第2に掲

げる通りとする。

4 教職課程について、必要な事項は別に定める。

(学芸員課程)

第22条の2 本学通信教育課程の学生で学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法および博物館法施行規則に定めるところにより、博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 本学通信教育課程に、学芸員の資格を取得させるための教育課程（以下、「学芸員課程」という。）を編成し、博物館に関する授業科目を配置する。

3 学芸員課程について必要な事項は、別に定める。

(司書課程)

第22条の3 本学通信教育課程の学生で司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則に定めるところにより、図書館に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 本学通信教育課程に、司書の資格を取得させるための教育課程（以下、「司書課程」という。）を編成し、図書館に関する授業科目を配置する。

3 司書課程について必要な事項は、別に定める。

(司書教諭課程)

第22条の4 本学通信教育課程の学生で司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に定めるところにより、科目の単位を修得しなければならない。

2 本学通信教育課程に司書教諭の資格を取得させるための教育課程（以下「司書教諭課程」という。）を編成し、授業科目を配置する。

3 司書教諭課程について必要な事項は、別に定める。

(社会教育主事課程)

第22条の5 本学通信教育課程の学生で社会教育主事任用の資格を取得しようとする者は、社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定めるところにより、科目の単位を修得しなければならない。

2 本学通信教育課程に社会教育主事任用資格を取得させるための教育課程（以下「社会教育主事課程」という。）を編成し、授業科目を配置する。

3 社会教育主事課程について必要な事項は、別に定める。

(社会福祉主事課程)

第22条の6 本学通信教育課程の学生で社会福祉主事任用の資格を取得しようとする者は、社会福祉法に定める、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 本学通信教育課程に社会福祉主事任用資格を取得させるための教育課程（以下「社会福祉主

事課程」という。)を編成し、授業科目を配置する。

- 3 社会福祉主事課程について必要な事項は、別に定める。

第6章 試験・成績及び単位認定

(試験)

第23条 科目修得試験の期日および時間割はその都度公示する。

- 2 科目修得試験は、インターネット等を利用して実施する。
- 3 科目修得試験を受けることのできる者は、試験日ごとに定めてあるレポート提出締切日まで
に受験希望科目の単位数分のレポートが受理されている者に限る。

(成績)

第24条 成績は、S・A・B・C及びFの評語をもって表わし、S(100～90点)・A(89～80点)・B(79～70点)・C(69～60点)を合格とし、F(59点以下)を不合格とする。

- 2 成績評価の総合的指標として、GPA(Grade Point Average)を用いる。

(単位認定)

第25条 通信授業科目にあつては、当該科目の単位数分のレポートと科目修得試験が共に合格した者に対して単位を与える。

- 2 面接授業科目にあつては、当該科目の総時限数の3分の2以上出席し、学修の成果を評価した上で、合格した者に対して単位を与える。

第7章 卒業及び学士の学位授与

(卒業)

第26条 本学に4年以上、3年次編入学は2年以上、2年次編入学者は3年以上在学し、所定の単位を修得した者には、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

- 2 卒業の認定は学年の終わりに行う。

(学士の学位授与)

第27条 本学を卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関する規程は、別に定める。

第8章 学生納付金

(学生納付金)

第28条 本学の正科生の学生納付金及びその額は、別表第3に定めるところによる。

学生納付金は、年額に相当する額を次の通りに納付するものとする。

前期生 4月1日から4月30日まで

後期生 10月1日から10月31日まで

ただし、新たに入学する者は、入学手続の際に納付することとする。

2 授業料の額は、社会情勢等まわりの経済状況を勘案して決定するものとする。

(学生納付金の徴収猶予・分納)

第29条 経済的理由又はその他特別の事情によって納付期限までに学生納付金の納付が困難な場合には、申請に基づき、学生納付金の徴収を猶予し又は分納を許可することがある。

2 学生納付金の徴収猶予及び分納の取扱いについては、別に定める。

(休学の場合の授業料等)

第30条 休学を許可した場合、休学期間中の授業料は2分の1額を免除する。

(既納の学生納付金)

第31条 既納の学生納付金は、事由のいかんにかかわらず、返還しない。ただし、入学手続完了後、入学を辞退し所定の期限までに納付金の返還を申請した場合は、入学金以外の納付金を返還する。

(面接授業料等)

第32条 面接授業等に要する費用は別に徴収する。

第9章 科目等履修生及び特修生

(科目等履修生)

第33条 通信教育課程において開講する授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が授業科目について科目修得試験を受け、これに合格したときは単位認定後、所定の単位修得を認める。

3 科目等履修生について、この章に規定するもののほかは、本規則の他の各章の規定を準用する。

4 本学の科目等履修生の学生納付金及びその額は、別表第3に定めるところによる。

(特修生)

第34条 大学入学資格を持たないが、大学入学を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ特修生として入学を許可することがある。

2 特修生として授業科目の中から16単位以上修得した者は、選考のうえ本学通信教育課程正科生1年入学の資格が得られることとする。特修生として、受講した科目の単位は正科生の卒業単位として上限22単位まで認定する。

3 特修生の在籍期間は2年とする。

4 特修生について、この章に規定するもののほかは、本規則の他の各章の規定を準用する。

5 本学の特修生の学生納付金及びその額は、別表第3に定めるところによる。

第10章 帝京平成大学学則の準用

(この規則に定めがない事項)

第35条 通信教育課程の組織・運営に関し、この規則に定めのない事項については、帝京平成大学学則を準用する。

(雑則)

第36条 この規則の改廃は学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、1999年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、2000年4月1日から改定施行する。
- 3 この規則は、2001年4月1日から改定施行する。
- 4 この規則は、2002年4月1日から改定施行する。
- 5 この規則は、2003年4月1日から改定施行する。
- 6 この規則は、2004年4月1日から改定施行する。
- 7 この規則は、2005年4月1日から改定施行する。
- 8 この規則は、2006年4月1日から改定施行する。
- 9 この規則は、2007年4月1日から改定施行する。
- 10 この規則は、2008年4月1日から改定施行する。
- 11 この規則は、2009年4月1日から改定施行する。
- 12 この規則は、2010年4月1日から改定施行する。
- 13 この規則は、2011年4月1日から改定施行する。
- 14 この規則は、2012年4月1日から改定施行する。
- 15 この規則は、2013年4月1日から改定施行する。
- 16 この規則は、2014年4月1日から改定施行する。
- 17 この規則は、2015年4月1日から改定施行する。
- 18 この規則は、2016年4月1日から改定施行する。
- 19 この規則は、2017年4月1日から改定施行する。
- 20 この規則は、2019年4月1日から改定施行する。
- 21 この規則は、2020年4月1日から改定施行する。
- 22 この規則は、2021年4月1日から改定施行する。
- 23 この規則は、2022年4月1日から改定施行する。
- 24 この規則は、2023年4月1日から改定施行する。
- 25 この規則は、2024年4月1日から改定施行する。

26 この規則は、2025年4月1日から改定施行する。

別表第1

区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
教養科目	フ レ ッ シ ュ セ ミ ナ ー		2	
	就 職 支 援		2	
	ビ ジ ネ ス 英 語 I	2		
	ビ ジ ネ ス 英 語 II		2	
	実 用 英 語 I	2		
	実 用 英 語 II		2	
	国際コミュニケーションI		4	
	国際コミュニケーションII		4	
	国際コミュニケーションIII		4	
	国際コミュニケーションIV		4	
	情報リテラシー演習・DS概論	4		
	コンピュータ実践演習	4		
	人 間 ・ 思 想 ・ 生 活		4	
	人 間 と 宗 教		4	
	ボ ラ ン テ ィ ア 論		4	
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 理 論		2	
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 実 技 I		2	
	レ ク リ エ ー シ ョ ン 実 技 II		2	
	生 涯 学 習 論		4	
	心 理 学		2	
	カ ウ ン セ リ ン グ		2	
	人 間 関 係 論		2	
	社 会 的 保 障		2	
	公 的 扶 助		2	
	地 球 環 境 と 防 災		2	
	人 文 地 理 学 概 論		4	
	自 然 地 理 学 概 論		4	
	産 業 環 境 論		4	
	社 会 思 想 史		4	
	社 会 福 祉 総 論		2	
	障 害 福 祉		4	
	老 人 福 祉		2	
	児 童 福 祉		4	
	国 際 情 報 (政 治)		2	
	国 際 情 報 (経 済)		4	
	歴 史 文 化 概 論		2	
	地 誌 学 概 論		4	
	日 本 史 概 論		4	
	世 界 史		4	
	デ ザ イ ン		2	
	食 の 文 化 史		4	

区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
経営専門基礎科目	学 入 門 学	2		
	経 済 学		2	
	経 済 学		2	
	会 計 学	2		選択必修
	簿 記 演 習		4	選択必修
	簿 記 演 習		4	
	比 較 経 営		2	
	經 営 数 学		4	
	日 本 国 憲 法		2	
	法 学 概 論		2	
	民 法 ・ 商 法		2	
	経 営 ・ 経 済 法		2	
	社 会 学 法		4	
	社 会 学 法		2	
	財 務 管 理 シ ス テ ム		2	
	経 営 情 報 技 術	2		
経営専門科目	経 営 管 理 論		2	
	監 査 論		2	
	企 業 と 広 報		2	
	企 業 と O J T		4	
	企 業 コ ン サ ル テ ィ ン グ		2	
	企 業 と 情 報 法 制		2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ		2	
	販 売 管 理		2	
	人 材 開 発		4	
	オ フ ィ ス ス タ デ ィ 学		2	
情報専門科目	統 計 学		2	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 演 習		4	
	プ ロ グ ラ ミ ン グ		2	
	デ ー タ ベ ー ス		2	
	マ ル チ メ デ ィ ア		2	
	マ ル チ メ デ ィ ア 演 習		2	
	応 用 プ ロ グ ラ ミ ン グ 演 習		4	
	O A 機 器		2	
	ハ ー ド ウ ェ ア 基 礎		4	
	コ ン プ ュ ー タ 回 路 I		2	
	コ ン プ ュ ー タ 回 路 II		2	
	コ ン プ ュ ー タ ネットワーク論		2	
	情 報 シ ス テ ム		2	
	ネ ッ ト ワ ー ク 演 習		2	
	情 報 通 信 シ ス テ ム		2	
	情 報 科 学 論		4	
	情 報 社 会 と 倫 理		2	
	情 報 社 会 と 職 業		4	
	情 報 と 施 策		2	
	情 報 文 化 論		4	
	情 報 文 化 史		4	
	メ デ ィ ア の 活 用		2	
	イ ン タ ー ネット工 学		2	
	オ ペ レ ー シ ョ ンズ リ サ ー チ		2	
	人 工 知 能		2	
	シ ス テ ム 監 査		2	

区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
教職課程	教 職 概 論		2	
	教 育 原 理		2	
	発 達 と 教 育 の 心 理 学		2	
	教 育 制 度 論		2	
	特別の支援を必要とする子どもの理解		2	
	教 育 課 程 論		2	
	教科教育法（商業）Ⅰ		2	商業科必修
	教科教育法（商業）Ⅱ		2	商業科必修
	教科教育法（社会）		4	社会科必修
	教科教育法（社会・地理歴史）Ⅰ		2	社会科必修
	教科教育法（社会・地理歴史）Ⅱ		2	地理歴史科必修
	教科教育法（社会・地理歴史）Ⅲ		2	地理歴史科必修
	教科教育法（社会・公民）Ⅰ		2	社会科必修
	教科教育法（社会・公民）Ⅱ		2	公民科必修
	教科教育法（社会・公民）Ⅲ		2	公民科必修
	教科教育法（情報）Ⅰ		2	情報科必修
	教科教育法（情報）Ⅱ		2	情報科必修
	道 徳 教 育 の 指 導 法		2	
	総合的な学習の時間の指導法		2	
	特 別 活 動 の 指 導 法		2	
	教育方法・ICT活用論		4	
	メ デ ィ ア と 教 育		2	
	生 徒 ・ 進 路 指 導 法		2	
	教 育 相 談		2	
	教 育 実 習 Ⅰ		1	
	教 育 実 習 Ⅱ		2	
	教 育 実 習 Ⅲ		2	
	教職実践演習（中・高）		2	
	介 護 等 体 験 Ⅰ		1	
	介 護 等 体 験 Ⅱ		1	
司書教諭課程	学校経営と学校図書館		2	
	図 書 館 情 報 資 源 概 論		2	
	情 報 資 源 組 織 論		2	
	学 習 指 導 と 学 校 図 書 館		2	
	読 書 と 豊 かな 人 間		2	
	メ デ ィ ア と 教 育		2	
司書課程	生 涯 学 習 論		4	
	図 書 館 概 論		2	
	図 書 館 制 度 ・ 経 営 論		2	
	図 書 館 情 報 技 術 論		2	
	図 書 館 サ ー ビ ス 概 論		2	
	情 報 サ ー ビ ス 論		2	
	情 報 サ ー ビ ス 演 習		4	
	図 書 館 情 報 資 源 概 論		2	
	情 報 資 源 組 織 論		2	
	情 報 資 源 組 織 演 習		4	
	図 書 館 基 礎 特 論		2	
	図 書 館 サ ー ビ ス 特 論		2	
	図 書 館 情 報 資 源 特 論		2	
	図 書 ・ 図 書 館 史		2	
	図 書 館 施 設 論		2	
	図 書 館 総 合 演 習		2	
	図 書 館 実 習		1	

区分	授業科目	単位数		備 考
		必修	選択	
学芸員課程	生 涯 学 習 論		4	
	博 物 館 概 論		2	
	博 物 館 資 料 論		2	
	博 物 館 経 営 論		2	
	博 物 館 情 報 ・ メ デ ィ ア 論		2	
	博 物 館 資 料 保 存 論		2	
	博 物 館 展 示 論		2	
	博 物 館 教 育 論		2	
	博 物 館 実 習		3	
社会教育主事課程	生 涯 学 習 論		4	
	生 涯 学 習 支 援 論		4	
	社 会 教 育 経 営 論		4	
	社 会 教 育 実 習		1	
	社 会 教 育 演 習		3	
	社 会 福 祉 総 論		2	
	図 書 館 概 論		2	
	博 物 館 概 論		2	
	青 少 年 活 動 論		2	
	情 報 文 化 論		4	
	ポ ラ ン テ ィ ア 論		4	
社会福祉主事課程	社 会 福 祉 総 論		2	
	社 児 童 福 祉		4	
	障 害 福 祉		4	
	老 人 福 祉		2	
	心 理 学		2	
	社 会 学		4	

別表第2

教員免許状の種類・教科

学 部	学 科	教員免許状の種類(免許教科)	
人文社会学部	経営学科 (通信教育課程)	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
			公民
			商業
			情報

別表第3

正科生

1	選考料				10,000円
2	入学金				20,000円
3	授業料等				
	学年	授業料（年額）	スクーリング講義科目(S)	スクーリング演習科目(E)	
	1年生	96,000円（補助教材費含む）	1単位5,000円	1単位5,000円	
	2年生	96,000円（補助教材費含む）	1単位5,000円	1単位5,000円	
	3年生	96,000円（補助教材費含む）	1単位5,000円	1単位5,000円	
	4年生	80,000円（補助教材費含む）	1単位2,000円	1単位5,000円	
4	教職課程履修費（中学校一種・高等学校一種）				25,000円
	〃（介護等体験）				12,000円
	学芸員課程履修費				25,000円
	司書課程履修費				10,000円
	司書教諭課程履修費				15,000円
	社会教育主事課程履修費				15,000円
	社会福祉主事課程履修費				0円

科目等履修生

内訳	選考料	入学金	補助教材費	通信科目(T)	スクーリング講義科目(S)	スクーリング演習科目(E)
納入金	10,000円	7,000円	5,000円	1単位5,000円	1単位5,000円	1単位5,000円
備考	入学時のみ	入学時のみ	1年分			

特修生

内訳	選考料	入学金	授業料	合計
納入金	10,000円	7,000円	70,000円	87,000円
備考	入学時のみ	入学時のみ	2年分	